

## 第6章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国現地本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

#### 1. 汚染が著しい区域の避難等

##### (1) 避難区域設定等

原子力災害事後対策実施区域において、放射性物質の汚染が著しく避難のための立退き又は屋内退避の必要があると認めるときは、同措置の実施について、県等からの助言を受けるとともに必要な措置を行う。

##### (2) 警戒区域設定等

原子力災害事後対策実施区域において、放射性物質の汚染が著しく警戒区域等を設定して当該区域への立入りの制限や禁止、当該区域からの退去の必要があると認めるときは、同措置の実施について、県等からの助言を受けるとともに必要な措置を行う。

#### 2. 警戒区域設定に伴う支援受け

原子力災害事後対策実施区域において警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定等に関して、県等の支援を受ける。

#### 3. 報告

避難区域等の設定を見直した場合は、その旨を県に報告するものとする。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行うものとする。

## 第5節 各種制限措置等の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の出荷制限及び摂取制限等、各種制限措置を解除するとともに解除実施状況を確認するものとする。

## 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

### 1. 災害地域住民の記録

避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

### 2. 影響調査の実施

必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について調査するものとする。

### 3. 災害対策措置状況の記録

被災地の汚染状況、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第7節 被災者等の生活再建等の支援

### 1. 生活再建等への支援

県及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

### 2. 相談窓口等の設置等によるサービスの提供

県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともにできる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

### 3. 支援の機動的・弾力的推進

県と連携し、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## **第8節 風評被害等の影響の軽減**

県及び国と連携し、科学的な根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう必要に応じて以下のような活動を行うものとする。

### **1. 地域経済への影響の把握**

緊急事態応急対策実施区域あるいは町内における農林畜水産業、商工業、観光産業等地域経済への影響を把握する。

### **2. 適正な流通の促進**

地場産業の産品等に対する市場や消費者の動向を把握するとともに原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために農林畜水産業、地場産業の産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

### **3. 風評被害の対応体制の整備**

風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

## **第9節 被災中小企業等に対する支援**

県及び国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付を行うとともに県中小企業融資制度等により、設備資金、運転資金の融資等による支援を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

余 白